

# 横浜市行政不服審査会傍聴要領

制定 平成 28 年 6 月 15 日

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜市行政不服審査会の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

## (傍聴の手続)

- 第 2 条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴申込書（第 1 号様式）に必要事項を記入し、傍聴券（第 2 号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴人の定員は 5 人とし、前項の傍聴券は、会議当日原則として先着順に会場受付において交付する。ただし、定員を超えた場合は抽選とする。
  - 3 前項の抽選は、会議の開始前に定員を超えた場合は傍聴を希望する者全員で行い、会議の開始後に定員を超えた場合は行わないこととする。
  - 4 報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。

## (会議資料の配付)

第 3 条 傍聴人（前条第 2 項の抽選により傍聴人とならなかった者を含む。）には、会議資料を配付する。この場合において、配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

## (傍聴の拒否)

- 第 4 条 次の者は、傍聴席に入場することができない。
- (1) 傍聴人以外の者
  - (2) 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営上支障があると認める者

## (傍聴人が守るべき事項)

- 第 5 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 会議における言論に対して発言をし、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
  - (2) 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言を録音しないこと。  
ただし、あらかじめ会長が許可した場合は、この限りでない。
  - (3) その他会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為を行わないこと。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示をさせることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

3 会長は、会議を非公開とする場合において、その指定する者以外の者及び傍聴人を会場から退場させるものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月15日から施行する。

第1号様式（第2条第1項）

## 傍 聴 申 込 書

- 1 会議名 第 回横浜市行政不服審査会
- 2 開催日時 年 月 日（ ） 時から

横浜市行政不服審査会傍聴要領第2条第1項の規定に基づき、横浜市行政不服審査会の会議を傍聴することを希望します。

なお、傍聴に際しては、会長及び事務局の指示に従い、次の事項を遵守いたします。

申込者氏名

---

### 注意事項

- 入場の際は、入口の係員の指示に従ってください。
- 次の者は、傍聴席に入場することができません。
  - 傍聴人以外の者
  - 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営上支障があると認める者
- 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守ってください。
  - 会議における言論に対して発言をし、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
  - 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言を録音しないこと。ただし、あらかじめ会長が許可した場合にはこの限りでない。
  - その他会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為を行わないこと
- 傍聴人が前項の規定に反し、会長及び事務局の指示に従わない場合は、会長は退場を命じる場合があります。

事務局使用欄

(A4)

第2号様式（第2条第1項）

（表）

第 回一 号
傍 聴 券
横浜市行政不服審査会会長 印

（A6）

（裏）

傍 聴 さ れ る 方 へ
1 入場の際は、入口の係員の指示に従ってください。
2 次の者は、傍聴席に入場することができません。
（1）傍聴人以外の者
（2）危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営上支障があると認める者
3 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守ってください。
（1）会議における言論に対して発言をし、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
（2）会場において写真等を撮影し、又は会議における発言を録音しないこと。ただし、あらかじめ会長が許可した場合にはこの限りでない。
（3）その他会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為を行わないこと
4 傍聴人が前項の規定に反し、会長及び事務局の指示に従わない場合は、会長は退場を命じる場合があります。